

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、地縁による団体から所有不動産の登記移転等に係る公告申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月6日

志布志市長 下 平 晴 行



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 通山自治会

(2) 区域 別紙のとおり

主たる事務所 志布志市有明町野井倉8276番地106

2 申請不動産に関する事項

・土地①

地 目	面 積	所 在 地
墓地	1552㎡	志布志市有明町野井倉字上ノ濱8283番

・土地①における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	所 在 地
安寄 賀十郎	志布志市有明町野井倉247番戸

・土地②

地 目	面 積	所 在 地
墓地	300㎡	志布志市有明町野井倉字上ノ濱8293番

・土地②における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	所 在 地
永山 豊	志布志市有明町野井倉30番戸

・土地③

地 目	面 積	所 在 地
墓地	512㎡	志布志市有明町野井倉字上ノ濱8294番

・土地③における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	所 在 地
有馬 秀彦	有明町野井倉45番戸

・土地④

地 目	面 積	所 在 地
墓地	579㎡	志布志市有明町野井倉字上ノ濱8289番

・土地④における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	所 在 地
瀬戸口 孝藏	志布志市有明町野井倉 8 4 9 9 番地 2 号

3 異議を述べることができる範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 7 年10月 6 日から令和 8 年 1 月 6 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3 第 3 項の申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて行う。

6 問合せ先及び申出書の提出先

志布志市役所コミュニティ推進課地域コミュニティグループ
志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号 099-472-1111